

当院でのお薬の処方について

当院では、医薬品の供給状況等や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、薬剤の商品名（銘柄名）ではなく、一般的名称（成分名）を記載する処方箋を交付する場合（一般名処方といいます。）があります。

一般名処方をおこなうと、保険薬局において、銘柄によらず、供給・在庫の状況に応じて調剤でき、医薬品が患者さんに安定的に提供されやすくなります。

一般名処方をおこなう場合は、上記趣旨を患者さんに十分に説明いたします。

独立行政法人国立病院機構紫香楽病院